

(第77号議案)

中野区公衆浴場法施行条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(衛生及び風紀に必要な措置の基準)</p> <p>第4条 法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。ただし、これにより難しい場合には、1週間に1回以上完全に換水して浴槽を清掃すること。</u></p> <p>(9) 温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉を貯留する貯湯槽(以下単に「貯湯槽」という。)を使用するときは、次の措置を講ずること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、<u>レジオネラ属菌が繁殖しないよう適切な方法により湯の消毒を行うこと。</u></p> <p>(10) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、<u>その他の方法により、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと。</u></p> <p>(15)～(33) (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(衛生及び風紀に必要な措置の基準)</p> <p>第4条 法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>浴槽水は、1日1回以上換水すること。</u></p> <p>(9) 温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉を貯留する貯湯槽(以下単に「貯湯槽」という。)を使用するときは、次の措置を講ずること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、<u>塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。</u></p> <p>(10) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、<u>塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>10歳以上の男女を混浴させないこと。</u></p> <p>(15)～(33) (略)</p>

(34) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

ア (略)

イ ろ過器は、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であること。

ウ～カ (略)

(35)～(41) (略)

2 法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準のうち、その他の公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、第1号に規定する公衆浴場にあつては前項第1号から第15号まで、第2号に規定する公衆浴場にあつては同項第1号から第16号まで、第18号、第20号、第24号、第27号、第29号、第31号及び第33号から第41号までに掲げるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に該当する公衆浴場

ア～ソ (略)

タ 午前零時から午前6時までの時間において営業を行わないこと。

(2) (略)

3 (略)

第5条・第6条 (略)

附 則 (略)

附 則

この条例中第4条第1項第14号の改正規定は令和4年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

(34) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

ア (略)

イ ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

ウ～カ (略)

(35)～(41) (略)

2 法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準のうち、その他の公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、第1号に規定する公衆浴場にあつては前項第1号から第15号まで、第2号に規定する公衆浴場にあつては前項第1号から第16号まで、第18号、第20号、第24号、第27号、第29号、第31号及び第33号から第41号までに掲げるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に該当する公衆浴場

ア～ソ (略)

タ 午前零時から日出時までの時間において営業を行わないこと。

(2) (略)

3 (略)

第5条・第6条 (略)

附 則 (略)